

第3章

共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち

～未来を拓く
誰もがやさしい地域づくり～

- 第1節 健康づくりの推進
- 第2節 医療体制の充実
- 第3節 地域福祉の充実
- 第4節 子育て支援の充実
- 第5節 障がい者(児)支援施策の充実
- 第6節 高齢者施策の充実
- 第7節 社会保障の充実

第7次別海町総合計画
第4部 基本計画（抜粋）



第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち

未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり



1 健康づくりの推進

1 現状

わが国では、少子超高齢社会が急速に進行する中で、健康な状態で日常生活を営むことができるよう健康寿命を延ばすことが、いきいきとした人生を送る上での重要な課題となっています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加等により、健康阻害要因は多様化している状況です。

本町では、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防・早期発見につながる各種健（検）診の受診率向上に努め、生活習慣や食習慣についての学習機会を提供するなど、各種保健事業を展開しています。

加えて、妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して全ての妊産婦や乳幼児の健康状態を把握した上で、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、学校保健と連携し就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めています。

また、母子健康センターでは、全ての妊産婦に対し妊娠初期から一貫して関わることで、安心して出産できるよう支援しています。

さらに、精神疾患の早期発見、治療の促進や地域生活を支援するため、相談や健康指導を行っています。

2 課題

各種健（検）診については、今後も受診率向上に向けて取り組むとともに、各種保健事業においては、保健・医療・福祉・教育機関の連携による総合的なサービスの提供により、子どもから大人まで全ての町民の健康管理意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを促進する必要があります。

また、精神保健対策に関しては、精神疾患の内容や精神障がいのある方の社会共生に対する、町民への正しい理解と普及・啓発を推進するとともに、潜在している対象者への支援を確立するための体制づくりが必要となっています。

さらに、自殺死亡率*の高い本町においては、自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

*用語解説「※」は、全体版を参照

3 施策の目的

全ての町民が健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。

4 主要施策

①総合的な健康づくりの推進 総合戦略	「健康べつかい21」に基づいて、健康寿命の延伸にあたり、肥満の予防や運動習慣の推進、生活習慣病予防等の各分野で、関係機関と連携した健康づくり施策を推進し、数値目標の達成を目指します。また、感染症の発生及びまん延を防ぐため、各種予防接種を実施します。
②健康管理意識の高揚	健康相談などにより健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりに関する情報発信をSNS、広報等を行い、町民の主体的な健康づくりを促進します。
③各種健（検）診の充実	今後も、関係機関と連携し、各種健（検）診の精度管理や取組内容の充実を図るとともに、受診率向上に取り組みます。
④母子保健の充実 総合戦略	全ての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。また、不妊治療等を受けた者に対し、助成を行うことで経済的負担の軽減を図ります。
⑤精神保健対策の推進	町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、誰も自殺に追い込まれることのない別海町の実現を目指し、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」による各種施策を積極的に展開します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）		単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
成人の肥満率（20～60歳代の男性） （特定健診及び若者健診受診者を対象）		%	45.2	49.0	43.0
成人の肥満率（40～60歳代の女性） （特定健診受診者を対象）		%	25.3	24.4	25.0
子どもの肥満率（小・中学生）		%	14.1	19.1	15.0
妊娠中の体重増加著明者割合		%	35.4	28.6	28.0
妊娠の早期届出（11週未満）率		%	91.9	89.3	95.0
1か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	66.4	46.9	90.0
	混合	%	30.3	43.8	
	人工	%	3.3	9.3	10.0
自殺死亡率（5年平均）		人	26.6	24.0	13.3

6 主要な事業

生活習慣病予防対策関連事業	各種健（検）診の実施や、健康相談、健康教育、保健指導による健康づくりを推進します。
妊婦・乳幼児支援関連事業	母親教室や育児教室の実施に加え、母乳外来、乳幼児相談、各種健診事業による妊婦・乳幼児支援を進めます。
精神保健関連事業	心の健康相談や学校訪問相談による健康づくりを推進します。
自殺対策関連事業	「いのち支える別海町自殺対策行動計画」に基づく、各種施策を推進します。

2 医療体制の充実

1 現状

わが国において、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るために、医療提供体制が重要な基盤となっています。こうした中で、少子超高齢社会の急速な進行とそれに伴う人口構造、疾病構造及び就業・家族構造の変化や価値観の多様化といった社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けることができる更なる体制の整備が求められています。

本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、2012年（平成24年）に建て替えた町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っています。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施しています。

病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供のため、既存医療機器の計画的な更新を行っているほか、新たにMRIなどを導入し、さまざまな患者に対応できる環境を整備しており、さらに業務の効率化に向けて、2020年（令和2年）に電子カルテを導入しました。一方、医療従事者、とりわけ医師の確保が急務となっています。

また、歯科医療は、医療上不便な地区に対応するため、町内2箇所に町立歯科診療所を設置しています。

さらに、道東ドクターヘリが2009年（平成21年）に運航を開始したことにより、早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。

2 課題

今後も医師や看護師等の医療従事者の安定確保に努めるとともに、業務の効率化による健全な経営を図ることで、一次医療の安定的な提供を行う必要があります。

また、高齢化が進む中、他の医療機関と更なる連携を図る必要があります。特に、冬季はドクターヘリ離発着場の制限があることから、除雪を考慮した離発着場施設の確保が課題となっています。

3 施策の目的

医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、2024年（令和6年）に策定した「町立別海病院経営強化プラン」に則した各種取組により、地域医療体制の充実を進めます。

4 主要施策

①地域医療体制の充実	別海病院の医師や看護師等の医療従事者の確保を図り、患者サービスや診療内容を充実させます。また、民間の医療機関とも連携しながら、歯科診療や在宅医療等を充実します。
②健全な病院経営の推進	電子カルテの導入等により業務の効率化を図るとともに、経費の節減を行い、経営の健全化を進めます。
③救急医療の充実	近隣の医療機関との更なる連携強化を進め、高度化・多様化する救急医療体制を充実します。また、関係機関との協力によるドクターヘリの安定した運航体制づくりを進めます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
病床利用率	%	79.8	58.3	70.0
外来患者数（別海病院）	人	55,733	55,182	56,400
外来患者数（西春別駅前診療所）	人	10,296	7,885	8,300
外来患者数（尾岱沼診療所）	人	5,372	4,449	4,700
常勤医師数（嘱託医師を含む）	人	9	6	10
総収益対総費用比率	%	97.5	89.8	100

6 主要な事業

医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に整備します。
情報システムの整備	電子カルテの導入等を行い業務の効率化を図るとともに、医療過誤の防止、診療報酬算定の正確性の向上に取り組みます。



3 地域福祉の充実

1 現状

わが国では、少子超高齢社会、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。

本町では、2028年度（令和10年度）までを計画期間とした「別海町地域福祉計画」を策定し、行政や社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び事業者や団体、地域住民等の具体的な取組を掲げ、多様なニーズに対応するための各種制度の活用を推進するとともに、地域に密着したさまざまな住民参画型の各種福祉事業を展開しています。また、高齢者等の生活課題、福祉サービスの利用意向に応じる幅広い相談体制を整備し、NPO法人等が実施する共生型地域福祉拠点※事業により、世代や分野を問わない地域福祉の相互理解を図っています。

さらに、本町で生産製造された牛乳の給付や町内入浴施設を利用できる入浴券の給付、高齢者及び障がい者（児）等バス・ハイヤー共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施しているほか、災害時に支援が必要な方の安全を確保するため「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して支援体制を構築しています。

2 課題

近年、核家族化や少子超高齢社会の進行により、地域との関わりが少なくなる世帯が増加し、また、地域住民が抱える課題は年々複雑化、複合化しており、今後においても世代や分野を問わない地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。このため、高齢者や障がい者（児）、子どもや子育て世帯等が地域や社会から孤立することがないように、地域とのつながりを保つための参加支援や、必要な支援・サービスが届いていない人に支援を届ける取組等が重要であり、各種福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、地域福祉の推進役と位置づけられる社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。

災害時要支援者の支援に関しては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」を推進し、制度登録者が減少傾向にあることから、福祉専門職等と連携し、要支援者の把握及び制度の周知に努めるとともに、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て地域における役割を明確にし、更なる体制の充実を図る必要があります。

※用語解説「※」は、全体版を参照

3 施策の目的

町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実します。

4 主要施策

①相談体制の充実と地域支援体制の確立 総合戦略	地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、町内会やボランティア団体、民生委員、児童委員等の関係団体や民間事業者と、社会福祉協議会や行政が連携し、それぞれの役割に基づいた地域支援体制を確立するとともに、町民のさまざまな困りごとに対して相談できる体制整備に努めます。
②福祉意識の高揚 総合戦略	高齢者、障がい者（児）、児童などに一体的に福祉サービスを提供する共生型地域福祉拠点事業や、福祉イベントの開催等により、世代や分野を問わない相互理解と町民の福祉意識の高揚に取り組みます。
③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。
④人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者（児）などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。
⑤災害時要支援者対策の促進	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、関係部署や関係団体と連携しながら要支援者の把握や制度の周知を行い、地域における更なる支援体制の整備を促進します。
⑥福祉の向上	福祉牛乳、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券を給付し、健康及び社会参加の増進と福祉の向上に取り組みます。

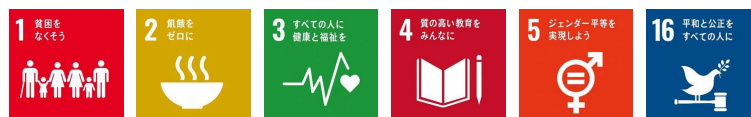
5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
共生型地域福祉拠点事業利用者数	人	1,080	1,067	1,300
福祉ボランティア登録団体数	団体	13	18	20
福祉牛乳給付者数	人	3,317	3,448	3,500
福祉入浴券給付者数	人	2,807	2,602	2,800
高齢者バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	697	900
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	250	300

※用語解説「※」は、全体版を参照

6 主要な事業

共生型地域福祉拠点事業の推進	高齢者や障がい者（児）、児童などが地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う事業を支援します。
福祉牛乳給付事業	高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の健康増進と福祉の向上を目的とし福祉牛乳を給付します。
福祉入浴券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の福祉の増進を目的とし福祉入浴券を給付します。
高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の社会参加促進と福祉の増進を目的としバス・ハイヤー共通券を給付します。
災害時避難行動要支援者支援制度の活用	制度の周知を行い、支援が必要な人が支援を受けられるよう、町内会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携をとり、制度の活用を推進します。



4 子育て支援の充実

1 現状

わが国では、近年、少子超高齢社会の進行や核家族化の定着、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

本町では、2024年度（令和6年度）までを計画期間とした「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて各種事業を進めています。

町内の公立・私立の認定こども園やへき地保育園と連携し、子ども・子育て支援法に基づく保育環境の整備を図っています。また、2022年度（令和4年度）からは乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）事業を統合した子育て支援センター事業により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、保護者が就労している児童の放課後等の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。

子どもの医療費については、高校生までを無償化し、子どもの疾病の早期発見・治療を促進するとともに、子育て世帯の経済的負担の緩和を図っています。

また、町全体で子どもの誕生を祝福し、お祝いの気持ちを伝えることで、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化を図ることを目的とした祝金を贈呈する事業を実施しています。

2 課題

保護者の就労環境の変化等により保育需要が増加傾向にあり、保育に携わる人材の確保など保育環境の整備が必要となっているほか、子育てに不安を抱える家族の不安解消や家庭での教育力向上のため、親子が自由に交流できる場の提供なども必要となっています。

また、近年、子育ての不安やストレスにより精神疾患を発症するケースが多いことから、支援体制の更なる充実が求められており、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置が必要となっています。

今後も、子どもや子育て家庭を地域や町全体で支援するため、保健・医療・福祉・教育機関が一体となり、多面的な子育て支援施策を積極的に推進する必要があります。

3 施策の目的

次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進します。

4 主要施策

①地域における子育て支援の充実 総合戦略	ファミリーサポートセンター事業や地域における預かり事業など、地域で支え合う子育て支援、住民相互活動を促進します。
②子育て世帯の経済的支援の充実 総合戦略	子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。また、子どもの誕生を町全体で祝福することにより、地域の活性化を進めます。
③教育・保育サービスの充実 総合戦略	全ての子どもの良質な成育環境を保障するため、私立認定こども園等と連携し、子ども子育て支援法に基づく保育サービスを充実するとともに、多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備等を計画的に行います。
④児童の健全育成 総合戦略	地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、民間運営による放課後児童クラブ運営支援を行うなど、子どもの居場所づくりを促進します。
⑤子育て支援拠点の充実 総合戦略	子育て支援センター事業により、家庭教育や育児相談など子育て支援の充実を推進します。また、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の関係機関と連携を図り、情報を共有しながら、子育て不安などに対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。
⑥児童虐待防止対策の推進 総合戦略	要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
子育て支援センター事業の利用者数（延べ人数）	人	4,431	2,073※	2,500※
児童虐待対応件数	件	18	53	50
ファミリーサポートセンター利用者数（延べ人数）	人	—	570	600

※中間実績、目標にはすくすく学級利用者を含む。

6 主要な事業

地域子ども・子育て支援に関する事業	子どもの健やかな育ちを守るとともに、地域全体で子育てしやすい環境づくりを目指し、別海町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の取り巻く環境の変化に対応した各種事業を実施します。
こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。
子ども医療費の助成	子どもの疾病の早期発見・治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。
出産祝金の贈呈	子どもの誕生を町全体で祝福することにより、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化につなげます。
学校給食費無償化事業	小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の給食費を無償化し、経済的負担の緩和に取り組みます。



5 障がい者（児）支援施策の充実

1 現状

わが国では、障がい者（児）に関わる制度改革を進め、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

本町では、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等給付費の支給や各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人が、地域の中で自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保に努めています。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、町職員を対象とした研修や、理解促進研修・啓発事業として、町民を対象とした各種イベント等を開催するとともに、町民や団体、学校の要望に応じて「ふれあいトーク宅配講座」として講師を派遣し、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を行っています。

相談支援体制については、より専門的な相談に対応できるよう町窓口で専門職及びピアカウンセラー※の配置や、町内の社会福祉法人等に相談支援事業を委託するとともに、2018年（平成30年）には、地域の社会資源を最大限に活用しながら、必要とされるさまざまな支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」や「基幹相談支援センター」を広域で設置しています。

障がい児に関しては、「障がい児福祉計画」を策定し、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等給付費の支給や、児童デイサービスセンターを設置し、保健センターと連携の上、障がいや発達の遅れがある児童に対し、早期に療育支援を実施する体制を整備しています。また、恒常的に医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」を支援するためのコーディネーターの配置や、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、町独自に利用者負担額を全額助成しています。

その他、保護者からの発達に関する相談に対し、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による巡回療育相談や、各認定こども園及び小・中学校を巡回する事業等を実施しています。2024年（令和6年）現在、民間の児童発達支援事業所1か所及び放課後等デイサービス事業所が2か所開設され、更なる支援体制の整備が図られています。

※用語解説「※」は、全体版を参照

2 課題

今後においては、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、更なる福祉サービスの充実や保健・医療分野における地域での支援の必要性が高まっています。

障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活するための多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、福祉に携わる人材確保対策を行う必要があります。

また、医療的ケア児に対する支援や、発達の違いや障がいのある子どもとその保護者に対する支援体制の確保が重要となります。

さらに、共生型社会の実現に向けて、障がいについての正しい理解と認識を深めることが重要であるため、今後も広報・啓発活動の推進が求められています。

3 施策の目的

障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者（児）とその家族が、いきいきと輝き共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進めます。

4 主要施策

①障がい者（児）支援の 総合的推進 総合戦略	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組めます。
②教育・療育の充実 総合戦略	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。 また、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、利用者負担額を助成します。
③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	9	24
子ども発達支援センターの相談件数	件	39	31	50
施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 （当該年度実績）	2	5※
福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 （当該年度実績）	2	4※
理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	未実施	150
障害児通所支援利用者負担額助成事業の助成者数	人	—	50	60

※中間実績に「別海町第7期障がい福祉計画」（2024～2026年度）における目標を上乗せした数値

6 主要な事業

子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。
児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。
地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。



6 高齢者施策の充実

1 現状

わが国の人口減少や少子超高齢社会は今後も更に進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれています。介護保険制度も高齢者を支える制度として定着する一方で、今後、利用者の増加や高齢者のみの世帯数の増加が見込まれており、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送るための体制づくりが必要となっています。

本町も、人口減少や少子化の傾向にあり高齢者人口は増加し、要介護認定者数も増加が続いています。そのため、2023年（令和5年）に策定した「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指すための方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図ることとしています。また、地域支援事業や予防給付・介護給付、保健福祉サービス等についても、関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進に向けて、各団体の活動や「ふれあい・いきいきサロン」運営事業者に対し支援を行っています。

高齢者に関わる施設においては、継続した施設運営が行えるよう支援を行うとともに、介護予防の推進を図り、通いを中心とした介護予防事業の展開や、通所リハビリテーションの事業内容を拡充するなど、利用者の利便性の向上に努めています。

このほか、緊急通報システムの活用や、高齢者の移動手段の確保対策について検討を進め、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。

全国的な介護員不足は、本町も例にもれず、各事業所において人員の確保に苦慮しているところです。このことから、各事業者の人員確保状況を適切に把握し、事業者間の協議体制を構築するとともに、介護職員確保対策事業の拡充を行い、介護員不足の解消に向けた施策を展開しています。

2 課題

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症支援対策の充実及び生活支援体制の整備を継続して行い、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る地域包括ケアシステムの構築を今以上にスピード感を持ち、進めることが重要となっています。

また、老人クラブ参加者の減少が課題であり、高齢者の生きがいや社会参加につながる環境づくりへの取組を強化する必要があります。

さらに、広大な町内の移動・交通問題に着目し、高齢者の移動手段を確保するための対策を検討する必要があります。

このほか、今後の高齢者増加に伴い、介護や支援が必要な高齢者が増えることが見込まれるため、地域全体で見守る体制づくりが求められています。

介護員不足の対応は、介護職員確保対策事業の更なる拡充と併せて、ICTなどの導入による介護員の負担を軽減する施策の検討なども重要となります。

3 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進します。

4 主要施策

① 高齢者支援推進体制の整備 総合戦略	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護・予防及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
② 地域支援事業の推進 総合戦略	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。
③ 予防給付・介護給付の実施 総合戦略	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。
④ 保健福祉サービスの推進 総合戦略	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。
⑤ 高齢者関連施設の整備・充実 総合戦略	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。
⑥ 生きがいづくりと社会参加の促進 総合戦略	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。
⑦ 高齢者が住みよいまちづくりの推進 総合戦略	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、高齢者の移動手段を確保するための対策の検討を進めます。
⑧ 介護職員の確保対策の推進 総合戦略	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、ＩＣＴの導入などにより介護員の負担を軽減する施策を検討します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
生活支援コーディネーターの数	人	—	5	8
「ふれあい・いきいきサロン」参加者数（3箇所 1日当たり）	人	17	30	35
介護職員初任者研修受講者数（期間累計）	人	86	44	90
地域密着型小規模多機能施設数	箇所	1	2	1

6 主要な事業

包括的支援事業の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護及び地域や生活支援を行う関係団体との連携したネットワークを形成します。
利用者ニーズにあった施設整備の推進	公的介護施設等基盤整備事業の活用により、介護など日常生活上の世話や機能訓練などのサービス提供を行う施設整備を進めます。
介護職員確保対策の拡充	奨学資金の奨励や、介護職員初任者研修開催のほか、介護事業所のニーズに合った介護職員確保対策事業を検討します。
老人福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設償還費に対する補助を継続します。



7 社会保障の充実

1 現状

国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増大や少子超高齢社会の進行等を背景に、制度の安定的な運営が可能となるよう、2018年度（平成30年度）に市町村の単独運営から都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うこととなり、また、北海道国民健康保険運営方針に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化を目指した加入者負担の公平化に向けた取組を進めることとなっています。

本町では、特定健診・特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりに取り組んでおり、レセプト点検の強化や医療費の適正化を進めるとともに、保険税については、滞納対策を強化した結果、高い収納率を維持しています。

後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。このうち被保険者に係る健康診査については、広域連合から本町が委託を受け実施しているほか、医療制度の理解・促進のため、広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行うなど、広域連合と連携し、健全な制度運営を進めています。

また、国民年金制度は、広報紙やポスターを活用した啓発活動を推進し、年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権の確保を進めています。

生活困窮者からの相談は増加傾向にあり、本人からの相談や、民生委員・児童委員等からの情報提供に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業を実施している「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」や、生活福祉資金貸付事業等を行う社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の段階で、本人が自立した生活が送れるよう支援を実施しています。

2 課題

国民健康保険では、北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化に向けた現行保険税（料）率と北海道が試算・算出している標準保険税（料）率との乖離・解消を図る必要があります。また、特定健診の受診率の伸び悩みや後発医薬品の使用率の維持・向上などの課題があるため、健診受診の必要性と後発医薬品の認知度などについて高める必要があります。

生活困窮者が抱える課題は多様であり、自ら相談することが難しい場合も想定されることから、地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチ※による早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。

※用語解説「※」は、全体版を参照

3 施策の目的

全ての町民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができるよう、適切な社会保障制度の運用や充実を進めます。

4 主要施策

①国民健康保険事業の健全化	北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化に向けた取組を進めます。また、特定健診や特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりを進めるとともに、特定健診の受診率向上及び後発医薬品使用率が低水準であるため、認知度の向上に努めます。
②後期高齢者医療制度の円滑な運用	広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行い、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、広域連合と連携し、健全な制度運営を推進します。
③低所得者福祉の推進	地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチによる早期支援につなげる体制づくりを推進します。
④国民年金制度の啓発	制度の正しい理解を深めるため、広報紙やポスターを活用した啓発や年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権を確保します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
国民健康保険税収納率	%	98	98	98
国民健康保険特定健診受診率	%	37	36	45※ ¹
国民健康保険後発医薬品の使用割合	%	65	81	80※ ²

※1 「第3期別海町保健事業実施計画」（2024～2029年度）における目標

※2 「北海道医療費適正化計画」（第四期）（2024～2029年度）における目標

6 主要な事業

国民健康保険医療費適正化事業	特定健診の実施、健康づくりの促進とともに、レセプト点検の充実強化や、後発医薬品への切り替えの周知等に取り組み、国保運営の安定化を進めます。
後期高齢者医療制度啓発事業	後期高齢者医療制度の周知等に取り組み、健全な制度運営を行います。
国民年金啓発事業	啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に取り組みます。
国民健康保険全道統一保険料化事業	2030年度（令和12年度）からの全道保険料統一化に向けた制度改正や運営方法に取り組みます。

改 定 後	改 定 前	備 考
第 3 章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち 未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり 3 すべての人に健康と福祉を 4 誰の強い教育をみんなに 1 健康づくりの推進 1 現状 わが国では、少子超高齢社会が急速に進行する中で、健康な状態で日常生活を営むことができるよう健康寿命を延ばすことが、いきいきとした人生を送る上での重要な課題となっています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加等により、健康阻害要因は多様化している状況です。 本町では、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防・早期発見につながる各種健（検）診の受診率向上に努め、生活習慣や食習慣についての学習機会を提供するなど、各種保健事業を展開しています。 加えて、妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して全ての妊産婦や乳幼児の健康状態を把握した上で、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、学校保健と連携し就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めています。 また、母子健康センターでは、全ての妊産婦に対し妊娠初期から一貫して関わることで、安心して出産できるよう支援しています。 さらに、精神疾患の早期発見、治療の促進や地域生活を支援するため、相談や健康指導を行っています。 2 課題 各種健（検）診については、今後も受診率向上に向けて取り組むとともに、各種保健事業においては、保健・医療・福祉・教育機関の連携による総合的なサービスの提供により、子どもから大人まで全ての町民の健康管理意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを促進する必要があります。 また、精神保健対策に関しては、精神疾患の内容や精神障がいのある方の社会共生に対する、町民への正しい理解と普及・啓発を推進するとともに、潜在している対象者への支援を確立するための体制づくりが必要となっています。 さらに、自殺死亡率*の高い本町においては、自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。 3 施策の目的 全ての町民が健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。	第 3 章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち 未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり 1 健康づくりの推進 1 現状 わが国では、少子超高齢社会が急速に進行する中で、健康な状態で日常生活を営むことができるよう健康寿命を延ばすことが、いきいきとした人生を送る上での重要な課題となっています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加等により、健康阻害要因は多様化している状況です。 本町では、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防・早期発見につながる各種健（検）診の受診率向上に努め、生活習慣や食習慣についての学習機会を提供するなど、各種保健事業を展開しています。 加えて、妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して全ての妊産婦や乳幼児の健康状態を把握した上で、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、学校保健と連携し就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めています。 また、母子健康センターでは、全ての妊産婦に対し妊娠初期から一貫して関わることで、安心して出産できるよう支援しています。 さらに、精神疾患の早期発見、治療の促進や地域生活を支援するため、相談や健康指導を行っています。 2 課題 各種健（検）診については、今後も受診率向上に向けて取り組むとともに、各種保健事業においては、保健・医療・福祉・教育機関の連携による総合的なサービスの提供により、子どもから大人まで全ての町民の健康管理意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを促進する必要があります。 また、精神保健対策に関しては、精神疾患の内容や精神障がいのある方の社会共生に対する、町民への正しい理解と普及・啓発を推進するとともに、潜在している対象者への支援を確立するための体制づくりが必要となっています。 さらに、自殺死亡率*の高い本町においては、自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。 3 施策の目的 全ての町民が健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。	

改 定 後					改 定 前					備 考		
4 主要施策					4 主要施策							
①総合的な健康づくりの推進 総合戦略		「健康べつかい 21」に基づいて、 <u>健康寿命の延伸にあたり、肥満の予防や運動習慣の推進、生活習慣病予防等の各分野で、関係機関と連携した健康づくり施策を推進し、数値目標の達成を目指します。また、感染症の発生及びまん延を防ぐため、各種予防接種を実施します。</u>			①総合的な健康づくりの推進		「健康べつかい 21」に基づいて、肥満の予防や運動習慣の推進、生活習慣病予防等の各分野で、関係機関と連携した健康づくり施策を推進し、数値目標の達成を目指します。					
②健康管理意識の高揚		健康相談などにより健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりに関する <u>情報発信をSNS、広報等で行い</u> 、町民の主体的な健康づくりを促進します。			②健康管理意識の高揚		健康相談などにより健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりに関する <u>自主組織の育成・支援により</u> 、町民の主体的な健康づくりを促進します。					
③各種健（検）診の充実		今後も、関係機関と連携し、各種健（検）診の精度管理や取組内容の充実を図るとともに、受診率向上に取り組みます。			③各種健（検）診の充実		今後も、関係機関と連携し、各種健（検）診の精度管理や取組内容の充実を図るとともに、受診率向上に取り組みます。					
④母子保健の充実 総合戦略		全ての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。 <u>また、不妊治療等を受けた者に対し、助成を行うことで経済的負担の軽減を図ります。</u>			④母子保健の充実		全ての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。					
⑤精神保健対策の推進		町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、誰も自殺に追い込まれることのない別海町の実現を目指し、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」による各種施策を積極的に展開します。			⑤精神保健対策の推進		町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、誰も自殺に追い込まれることのない別海町の実現を目指し、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」による各種施策を積極的に展開します。					
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）							
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）	
成人の肥満率（20～60歳代の男性） （特定健診及び若者健診受診者を対象）		%	45.2	<u>49.0</u>	<u>43.0</u>	成人の肥満率（20～60歳代の男性） （特定健診及び若者健診受診者を対象）		%	45.2	<u>28.0</u> ※1	<u>28.0</u>	
成人の肥満率（40～60歳代の女性） （特定健診受診者を対象）		%	25.3	<u>24.4</u>	<u>25.0</u>	成人の肥満率（40～60歳代の女性） （特定健診受診者を対象）		%	25.3	<u>19.0</u> ※1	<u>19.0</u>	
子どもの肥満率（小・中学生）		%	14.1	<u>19.1</u>	<u>15.0</u>	子どもの肥満率（小・中学生）		%	14.1	<u>8.0</u>	<u>7.0</u>	
妊娠中の体重増加著明者割合		%	35.4	<u>28.6</u>	<u>28.0</u>	妊娠中の体重増加著明者割合		%	35.4	<u>32.0</u>	<u>30.0</u>	
妊娠の早期届出（11週未満）率		%	91.9	<u>89.3</u>	95.0	妊娠の早期届出（11週未満）率		%	91.9	<u>95.0</u>	95.0	
1 か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	66.4	<u>46.9</u>	<u>90.0</u>	1 か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	66.4	<u>68.0</u>	<u>70.0</u>	
	混合	%	30.3	<u>43.8</u>			人工	%	3.3	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>	
	人工	%	3.3	<u>9.3</u>			<u>10.0</u>	混合	%	30.3	<u>29.0</u>	<u>27.0</u>
自殺死亡率（5年平均）		人	26.6	<u>24.0</u>	13.3	<u>4 か月時栄養法別授乳割合</u>		<u>母乳</u>	<u>%</u>	<u>77.3</u>	<u>80.0</u> ※2	<u>80.0</u>
								<u>人工</u>	<u>%</u>	<u>8.4</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
								<u>混合</u>	<u>%</u>	<u>14.3</u>	<u>15.0</u>	<u>15.0</u>
						自殺死亡率（5年平均）		人	26.6	<u>15.9</u> ※3	13.3	
					※1「健康べつかい 2 1」（2013～2022 年度）における目標							
					※2「第 4 次別海町母子保健計画」（2017～2024 年度）における目標							
					※3「いのち支える別海町自殺対策行動計画」（2019～2023 年度）における目標							

改 定 後		改 定 前		備 考
6 主要な事業		6 主要な事業		
生活習慣病予防対策関連事業	各種健（検）診の実施や、健康相談、健康教育、保健指導による健康づくりを推進します。	生活習慣病予防対策関連事業	各種健（検）診の実施や、健康相談、健康教育、保健指導による健康づくりを推進します。	
妊婦・乳幼児支援関連事業	母親教室や育児教室の実施に加え、母乳外来、乳幼児相談、各種健診事業による妊婦・乳幼児支援を進めます。	妊婦・乳幼児支援関連事業	母親教室や育児教室の実施に加え、母乳外来、乳幼児相談、各種健診事業による妊婦・乳幼児支援を進めます。	
精神保健関連事業	心の健康相談や学校訪問相談による健康づくりを推進します。	精神保健関連事業	心の健康相談や学校訪問相談による健康づくりを推進します。	
自殺対策関連事業	「いのち支える別海町自殺対策行動計画」に基づく、各種施策を推進します。	自殺対策関連事業	「いのち支える別海町自殺対策行動計画」に基づく、各種施策を推進します。	

改 定 後	改 定 前	備 考
3 すべての人に 健康と福祉を 2 医療体制の充実 1 現状 わが国において、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るために、医療提供体制が重要な基盤となっています。こうした中で、少子超高齢社会の急速な進行とそれに伴う人口構造、疾病構造及び就業・家族構造の変化や価値観の多様化といった社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けることができる更なる体制の整備が求められています。 本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、2012年（平成24年）に建て替えを行った町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っています。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施しています。 病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供のため、<u>既存医療機器の計画的な更新を行っているほか、新たにMR Iなどを導入し、さまざまな患者に対応できる環境を整備しており、さらに業務の効率化に向けて、2020年（令和2年）に電子カルテを導入しました。一方、医療従事者、とりわけ医師の確保が急務となっています。</u> また、歯科医療は、医療上不便な地区に対応するため、町内2箇所に町立歯科診療所を設置しています。 さらに、道東ドクターヘリが2009年（平成21年）に運航を開始したことにより、早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。 2 課題 今後も医師や看護師等の医療従事者の安定確保に努めるとともに、業務の効率化による健全な経営を図ることで、一次医療の安定的な提供を行う必要があります。 また、高齢化が進む中、他の医療機関と更なる連携を図る必要があります。特に、冬季はドクターヘリ離発着場の制限があることから、除雪を考慮した離発着場施設の確保が課題となっています。 3 施策の目的 医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、<u>2024年（令和6年）に策定した「町立別海病院経営強化プラン」に則した各種取組により、</u>地域医療体制の充実を進めます。	2 医療体制の充実 1 現状 わが国において、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るために、医療提供体制が重要な基盤となっています。こうした中で、少子超高齢社会の急速な進行とそれに伴う人口構造、疾病構造及び就業・家族構造の変化や価値観の多様化といった社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けることができる更なる体制の整備が求められています。 本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、2012年（平成24年）に建て替えを行った町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っています。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施しています。 病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供のため、<u>診療科の見直しを実施するとともに、医療機器の更新や新規購入を進めるほか</u>業務の効率化に向けて、<u>電子カルテの導入の準備を開始しています。</u> また、歯科医療は、医療上不便な地区に対応するため、町内2箇所に町立歯科診療所を設置しています。 さらに、道東ドクターヘリが2009年（平成21年）に運航を開始したことにより、早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。 2 課題 今後も医師や看護師等の医療従事者の安定確保に努めるとともに、業務の効率化による健全な経営を図ることで、一次医療の安定的な提供を行う必要があります。 また、高齢化が進む中、他の医療機関と更なる連携を図る必要があります。特に、冬季はドクターヘリ離発着場の制限があることから、除雪を考慮した離発着場施設の確保が課題となっています。 3 施策の目的 医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、<u>町立別海病院を核とした</u>地域医療体制の充実を進めます。	

改 定 後					改 定 前					備 考
4 主要施策					4 主要施策					
①地域医療体制の充実	別海病院の医師や看護師等の医療従事者の確保を図り、患者サービスや診療内容を充実させます。また、民間の医療機関とも連携しながら、歯科診療や在宅医療等を充実します。				①地域医療体制の充実	別海病院の医師や看護師等の医療従事者の確保を図り、患者サービスや診療内容を充実させます。また、民間の医療機関とも連携しながら、歯科診療や在宅医療等を充実します。				
②健全な病院経営の推進	電子カルテの導入等により業務の効率化を図るとともに、経費の節減を行い、経営の健全化を進めます。				②健全な病院経営の推進	電子カルテの導入等により業務の効率化を図るとともに、経費の節減を行い、経営の健全化を進めます。				
③救急医療の充実	近隣の医療機関との更なる連携強化を進め、高度化・多様化する救急医療体制を充実します。また、関係機関との協力によるドクターヘリの安定した運航体制づくりを進めます。				③救急医療の充実	近隣の医療機関との更なる連携強化を進め、高度化・多様化する救急医療体制を充実します。また、関係機関との協力によるドクターヘリの安定した運航体制づくりを進めます。				
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）					
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）	
病床利用率	%	79.8	<u>58.3</u>	<u>70.0</u>	病床利用率	%	79.8	<u>80.0</u>	<u>80.0</u>	
<u>外来患者数（別海病院）</u>	<u>人</u>	<u>55,733</u>	<u>55,182</u>	<u>56,400</u>	常勤医師数（嘱託医師を含む）	人	9	<u>11</u>	<u>11</u>	
<u>外来患者数（西春別駅前診療所）</u>	<u>人</u>	<u>10,296</u>	<u>7,885</u>	<u>8,300</u>	<u>健康診断受診者数</u>	<u>人</u>	<u>584</u>	<u>640</u>	<u>700</u>	
<u>外来患者数（尾岱沼診療所）</u>	<u>人</u>	<u>5,372</u>	<u>4,449</u>	<u>4,700</u>	総収益対総費用比率	%	97.5	<u>100</u>	<u>100</u>	
常勤医師数（嘱託医師を含む）	人	9	<u>6</u>	<u>10</u>	6 主要な事業					
総収益対総費用比率	%	97.5	<u>89.8</u>	100	6 主要な事業					
医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に整備します。				医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に整備します。				
情報システムの整備	電子カルテの導入等を行い業務の効率化を図るとともに、医療過誤の防止、診療報酬算定の正確性の向上に取り組みます。				情報システムの整備	電子カルテの導入等を行い業務の効率化を図るとともに、医療過誤の防止、診療報酬算定の正確性の向上に取り組みます。				

改 定 後		改 定 前		備 考
1 貧困をなくそう 2 健康をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に				
3 地域福祉の充実		3 地域福祉の充実		
1 現状 わが国では、少子超高齢社会、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。 本町では、<u>2028 年度（令和 10 年度）までを計画期間とした「別海町地域福祉計画」を策定し、行政や社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び事業者や団体、地域住民等の具体的な取組を掲げ</u>、多様なニーズに対応するため<u>の各種制度の活用を推進するとともに</u>、地域に密着したさまざまな住民参画型の各種福祉事業を展開しています。また、高齢者等の生活課題、福祉サービスの利用意向に応じる幅広い<u>相談体制を整備し</u>、NPO 法人等が実施する共生型地域福祉拠点※事業により、世代や分野を問わない地域福祉の相互理解を図っています。 さらに、本町で生産製造された牛乳の給付や町内入浴施設を利用できる入浴券の給付、高齢者及び障がい者（児）等バス・ハイヤー共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施しているほか、災害時に支援が必要な方の安全を確保するため「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して支援体制を構築しています。		1 現状 わが国では、少子超高齢社会、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。 本町では、社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び<u>各種福祉団体等と連携し</u>、多様なニーズに対応するため地域に密着したさまざまな住民参画型の各種福祉事業を展開しています。また、高齢者等の生活課題、福祉サービスの利用意向に応じる幅広い<u>相談体制整備に努めるとともに</u>、NPO 法人等が実施する共生型地域福祉拠点※事業により、世代や分野を問わない地域福祉の相互理解を図っています。 さらに、本町で生産製造された牛乳の給付や町内入浴施設を利用できる入浴券の給付、高齢者及び障がい者（児）等バス・ハイヤー共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施しているほか、災害時に支援が必要な方の安全を確保するため「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して、<u>支援体制を構築しています。</u>		
2 課題 近年、核家族化や少子超高齢社会の進行により、地域との関わりが少なくなる世帯が増加し、<u>また、地域住民が抱える課題は年々複雑化、複合化しており</u>、今後においても<u>世代や分野を問わない</u>地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。このため、<u>高齢者や障がい者（児）、子どもや子育て世帯等が地域や社会から孤立することがないように、地域とのつながりを保つための参加支援や、必要な支援・サービスが届いていない人に支援を届ける取組等が重要であり</u>、各種福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、地域福祉の推進役と位置づけられる社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。 災害時要支援者の支援に関しては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」を推進し、<u>制度登録者が減少傾向にあることから、福祉専門職等と連携し</u>、要支援者の把握及び制度の周知に努めるとともに、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て地域における役割を明確にし、<u>更なる</u>体制の充実を図る必要があります。		2 課題 近年、核家族化や少子超高齢社会の進行により、地域との関わりが少なくなる世帯が増加し、今後においても地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。このため、<u>高齢者や障がい者（児）の地域住民とのつながりや、子どもから高齢者までの幅広い世代間交流は最も重要であり</u>、各種福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、地域福祉の推進役と位置づけられる社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。 災害時要支援者の支援に関しては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」を推進し、要支援者の把握及び制度の周知に努めるとともに、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て地域における役割を明確にし、<u>更に</u>体制の充実を図る必要があります。		
3 施策の目的 町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実します。		3 施策の目的 町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実します。		

改 定 後		改 定 前		備 考
4 主要施策		4 主要施策		
①相談体制の充実と地域支援体制の確立 総合戦略	地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、町内会やボランティア団体、民生委員、児童委員等の関係団体や民間事業者と、社会福祉協議会や行政が連携し、それぞれの役割に基づいた地域支援体制を確立するとともに、町民のさまざまな困りごとに対して相談できる体制整備に努めます。	①相談体制の充実と地域支援体制の確立	地域福祉に取り組む、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会やボランティア団体、NPO、民間事業者等と連携した相談体制の整備を図るとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、各種制度の普及を促進します。	
②福祉意識の高揚 総合戦略	高齢者、障がい者（児）、児童などに一体的に福祉サービスを提供する共生型地域福祉拠点事業や、福祉イベントの開催等により、世代や分野を問わない相互理解と町民の福祉意識の高揚に取り組みます。	②福祉意識の高揚	高齢者、障がい者（児）、児童などに一体的に福祉サービスを提供する共生型地域福祉拠点事業や、福祉イベントの開催等により、世代や分野を問わない相互理解と町民の福祉意識の高揚に取り組みます。	
③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。	③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。	
④人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者（児）などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。	④人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者（児）などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。	
⑤災害時要支援者対策の促進	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、関係部署や関係団体と連携しながら要支援者の把握や制度の周知を行い、地域における更なる支援体制の整備を促進します。	⑤災害時要支援者対策の促進	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、関係部署や関係団体と連携しながら要支援者の把握や制度の周知を行い、地域における更なる支援体制の整備を促進します。	
⑥福祉の向上	福祉牛乳、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券を給付し、健康及び社会参加の増進と福祉の向上に取り組みます。	⑥福祉の向上	福祉牛乳、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券を給付し、健康及び社会参加の増進と福祉の向上に取り組みます。	
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）
共生型地域福祉拠点事業利用者数	人	1,080	<u>1,067</u>	1,300
福祉ボランティア登録団体数	団体	13	<u>18</u>	<u>20</u>
福祉牛乳給付者数	人	3,317	<u>3,448</u>	3,500
福祉入浴券給付者数	人	2,807	<u>2,602</u>	<u>2,800</u>
高齢者バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	<u>697</u>	<u>900</u>
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	<u>250</u>	300

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）
共生型地域福祉拠点事業利用者数	人	1,080	<u>1,200</u>	1,300
福祉ボランティア登録団体数 <u>（期間累計）</u>	団体	13 （登録済数）	<u>2</u>	<u>4</u>
福祉牛乳給付者数	人	3,317	<u>3,400</u>	3,500
福祉入浴券給付者数	人	2,807	<u>2,900</u>	<u>3,000</u>
高齢者バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	<u>600</u>	<u>700</u>
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	<u>300</u>	300

改 定 後		改 定 前		備 考
6 主要な事業		6 主要な事業		
共生型地域福祉拠点事業の推進	高齢者や障がい者（児）、児童などが地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う事業を支援します。	共生型地域福祉拠点事業の推進	高齢者や障がい者（児）、児童などが地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う事業を支援します。	
福祉牛乳給付事業	高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の健康増進と福祉の向上を目的とし福祉牛乳を給付します。	福祉牛乳給付事業	高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の健康増進と福祉の向上を目的とし福祉牛乳を給付します。	
福祉入浴券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の福祉の増進を目的とし福祉入浴券を給付します。	福祉入浴券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の福祉の増進を目的とし福祉入浴券を給付します。	
高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の社会参加促進と福祉の増進を目的としバス・ハイヤー共通券を給付します。	高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の社会参加促進と福祉の増進を目的としバス・ハイヤー共通券を給付します。	
災害時避難行動要支援者支援制度の活用	制度の周知を行い、支援が必要な人が支援を受けられるよう、町内会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携をとり、制度の活用を推進します。	災害時避難行動要支援者支援制度の活用	制度の周知を行い、支援が必要な人が支援を受けられるよう、町内会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携をとり、制度の活用を推進します。	

	改定後	改定前	備考
			
4	子育て支援の充実	子育て支援の充実	
1	現状	現状	
	わが国では、近年、少子超高齢社会の進行や核家族化の定着、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。 本町では、<u>2024年度（令和6年度）</u>までを計画期間とした「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて各種事業を進めています。 町内の公立・私立の認定こども園やへき地保育園と連携し、子ども・子育て支援法に基づく保育環境の整備を図っています。また、<u>2022年度（令和4年度）からは乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）事業を統合した</u>子育て支援センター<u>事業</u>により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、保護者が就労している児童の放課後等の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。 子どもの医療費については、<u>高校生</u>までを無償化し、子どもの疾病の<u>早期発見・治療</u>を促進するとともに、<u>子育て世帯</u>の経済的負担の緩和を図っています。 また、町全体で子どもの誕生を祝福し、お祝いの気持ちを伝えることで、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化を図ることを目的とした祝金を贈呈する事業を実施しています。	わが国では、近年、少子超高齢社会の進行や核家族化の定着、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。 本町では、<u>2019年度（平成31年度）</u>までを計画期間とした「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて各種事業を進めています。 町内の公立・私立の認定こども園やへき地保育園と連携し、子ども・子育て支援法に基づく保育環境の整備を図っています。また、子育て支援センター<u>や乳幼児母親家庭教育学級</u>により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、保護者が就労している児童の放課後等の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。	
2	課題	課題	
	保護者の就労環境の変化等により保育需要が増加傾向にあり、保育に携わる人材の確保など保育環境の整備が必要となっているほか、子育てに不安を抱える家族の不安解消や家庭での教育力向上のため、親子が自由に交流できる場の提供なども必要となっています。 また、近年、子育ての不安やストレスにより精神疾患を発症するケースが多いことから、支援体制の更なる充実が<u>求められており、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置が必要となっています。</u> 今後も、子どもや子育て家庭を地域や町全体で支援するため、保健・医療・福祉・教育機関が一体となり、多面的な子育て支援施策を積極的に推進する必要があります。	保護者の就労環境の変化等により保育需要が増加傾向にあり、保育に携わる人材の確保など保育環境の整備が必要となっているほか、子育てに不安を抱える家族の不安解消や家庭での教育力向上のため、親子が自由に交流できる場の提供なども必要となっています。 また、近年、子育ての不安やストレスにより精神疾患を発症するケースが多いことから、支援体制の更なる充実が<u>求められています。</u>	
3	施策の目的	施策の目的	
	次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進します。	次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進します。	

改 定 後					改 定 前					備 考			
4 主要施策							4 主要施策						
①地域における子育て支援の充実 総合戦略		ファミリーサポートセンター事業や地域における預かり事業など、地域で支え合う子育て支援、住民相互活動を促進します。					①地域における子育て支援の充実		ファミリーサポートセンター事業や地域における預かり事業など、地域で支え合う子育て支援、住民相互活動を促進します。				
②子育て世帯の経済的支援の充実 総合戦略		子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。また、子どもの誕生を町全体で祝福することにより、地域の活性化を進めます。					②教育・保育サービスの充実		全ての子どもの良質な成育環境を保障するため、私立認定こども園等と連携し、子ども子育て支援法に基づく保育サービスを充実するとともに、多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備等を計画的に行います。				
③教育・保育サービスの充実 総合戦略		全ての子どもの良質な成育環境を保障するため、私立認定こども園等と連携し、子ども子育て支援法に基づく保育サービスを充実するとともに、多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備等を計画的に行います。					③児童の健全育成		地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、民間運営による放課後児童クラブ運営支援を行うなど、子どもの居場所づくりを促進します。				
④児童の健全育成 総合戦略		地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、民間運営による放課後児童クラブ運営支援を行うなど、子どもの居場所づくりを促進します。					④家庭教育支援の充実		乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）や子育て支援センター（はみんぐ）が連携し、家庭教育や育児相談など子育て支援の充実を推進します。				
⑤子育て支援拠点の充実 総合戦略		子育て支援センター事業により、家庭教育や育児相談など子育て支援の充実を推進します。また、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の関係機関と連携を図り、情報を共有しながら、子育て不安などに対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。					⑤児童虐待防止対策の推進		要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行います。				
⑥児童虐待防止対策の推進 総合戦略		要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行います。					⑥相談・援助体制の充実		関係機関と連携を図り、子育て不安などに対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。				
5 重要業績評価指標（K P I）							5 重要業績評価指標（K P I）						
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）		重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）	
子育て支援センター事業の利用者数 （延べ人数）		人	4,431	2,073※	2,500※		放課後児童クラブ設置数（期間累計）		箇所	3 （設置済数）	1	2	
児童虐待対応件数		件	18	53	50		子育て支援センター利用者数 （延べ人数）		人	4,431	4,500	4,600	
ファミリーサポートセンター利用者数 （延べ人数）		人	＝	570	600		乳幼児母親家庭教育学級利用者数 （延べ人数）		人	2,494	2,700	2,800	
							児童虐待対応件数		件	18	15	13	
							ファミリーサポートセンター利用者数		人	1	5	1	
※中間実績、目標にはすくすく学級利用者を含む。													

改 定 後		改 定 前		備 考
6 主要な事業		6 主要な事業		
地域子ども・子育て支援に関する事業	子どもの健やかな育ちを守るとともに、地域全体で子育てしやすい環境づくりを目指し、 <u>別海町子ども・子育て支援事業計画に基づき</u> 、教育・保育の取り巻く環境の変化に対応した各種事業を実施します。	地域子ども・子育て支援に関する事業	子どもの健やかな育ちを守るとともに、地域全体で子育てしやすい環境づくりを目指し、教育・保育の取り巻く環境の変化に対応した各種事業を実施します。	
<u>こども家庭センターの設置</u>	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。	<u>子育て世代包括支援センターの設置</u>	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。	
子ども医療費の助成	子どもの疾病の <u>早期発見・治療</u> を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。	子ども医療費の助成	子どもの疾病の <u>早期治療</u> を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。	
出産祝金の贈呈	子どもの誕生を町全体で祝福することにより、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化につなげます。	出産祝金の贈呈	子どもの誕生を町全体で祝福することにより、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化につなげます。	
<u>学校給食費無償化事業</u>	<u>小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の給食費を無償化し、経済的負担の緩和に取り組みます。</u>	<u>妊婦健康診査事業</u>	母体や胎児の健康確保を目的に、健診費用の一部助成を行います。	

改 定 後		改 定 前	備 考
1貧困をなくそう 3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 8働きがいも経済成長も 10人や国の不平等をなくそう 16平和と公正をすべての人に			
5 障がい者（児）支援施策の充実		5 障がい者（児）支援施策の充実	
1 現状 わが国では、障がい者（児）に関わる制度改革を進め、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。 本町では、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく<u>障害福祉サービス</u>等給付費の支給や各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人が、地域の中で自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保に努めています。 また、<u>障害者差別解消法の施行に伴い、町職員を対象とした研修や</u>、理解促進研修・啓発事業として、町民を対象とした<u>各種イベント</u>等を開催するとともに、町民や団体、学校の要望に応じて「ふれあいトーク宅配講座」として講師を派遣し、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を行っています。 相談支援体制については、より専門的な相談に対応できるよう町窓口で専門職及びピアカウンセラー※の配置や、町内の社会福祉法人等に相談支援事業を委託するとともに、2018 年（平成 30 年）には、地域の社会資源を最大限に活用しながら、必要とされるさまざまな支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」や「基幹相談支援センター」を広域で設置しています。 障がい児に関しては、「障がい児福祉計画」を策定し、児童福祉法に基づく<u>障害児通所支援事業等給付費</u>の支給や、児童デイサービスセンターを設置し、保健センターと連携の上、障がいや発達の遅れがある児童に対し、早期に療育支援を実施する体制を整備しています。<u>また、恒常的に医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」を支援するためのコーディネーターの配置や、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、町独自に利用者負担額を全額助成しています。</u> <u>その他</u>、保護者からの発達に関する相談に対し、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による巡回療育相談や、各認定こども園及び小・中学校を巡回する事業等を実施しています。<u>2024 年（令和 6 年）現在</u>、民間の<u>児童発達支援事業所 1 か所及び放課後等デイサービス事業所が 2 か所</u>開所され、更なる支援体制の整備が図られています。		1 現状 わが国では、障がい者（児）に関わる制度改革を進め、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。 本町では、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく<u>障がい福祉サービス</u>等給付費の支給や各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人が、地域の中で自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保に努めています。 また、<u>2014 年（平成 26 年）からは地域生活支援事業の一つである</u>理解促進研修・啓発事業として、町民を対象とした<u>DVD 上映会、シンポジウム、講演会</u>等を開催するとともに、町民や団体、学校の要望に応じて「ふれあいトーク宅配講座」として講師を派遣し、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を行っています。 相談支援体制については、より専門的な相談に対応できるよう町窓口で専門職及びピアカウンセラー※の配置や、町内の社会福祉法人等に相談支援事業を委託するとともに、2018 年（平成 30 年）には、地域の社会資源を最大限に活用しながら、必要とされるさまざまな支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」や「基幹相談支援センター」を広域で設置しています。 障がい児に関しては、「障がい児福祉計画」を策定し、児童福祉法に基づく<u>障がい児通所支援事業等給付費</u>の支給や、児童デイサービスセンターを設置し、保健センターと連携の上、障がいや発達の遅れがある児童に対し、早期に療育支援を実施する体制を整備しています。 <u>また</u>、保護者からの発達に関する相談に対し、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による巡回療育相談や、各認定こども園及び小・中学校を巡回する事業等を実施しています。<u>2017 年（平成 29 年）には</u>民間の放課後等デイサービス事業所が開所され、更なる支援体制の整備が図られています。	
2 課題 今後においては、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、更なる福祉サービスの充実や保健・医療分野における地域での支援の必要性が高まっています。 障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活するための多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、福祉に携わる人材確保対策を行う必要があります。 また、<u>医療的ケア児に対する支援や</u>、発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者に対する支援体制の確保が重要となります。 さらに、共生型社会の実現に向けて、障がいについての正しい理解と認識を<u>深める</u>ことが重要であるため、今後も広報・啓発活動の推進が求められています。		2 課題 今後においては、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、更なる福祉サービスの充実や保健・医療分野における地域での支援の必要性が高まっています。 障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活するための多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、福祉に携わる人材確保対策を行う必要があります。 また、発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者に対する支援体制の確保が重要となります。 さらに、共生型社会の実現に向けて、障がいについての正しい理解と認識を<u>深め、「支え合う気持ち」、「助け合う気持ち」を持つ</u>ことが重要であるため、今後も広報・啓発活動の推進が求められています。	

改 定 後					改 定 前					備 考																																																																																																															
3 施策の目的 障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者（児）とその家族が、いきいきと輝き共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進めます。 4 主要施策 <table><tr><td>①障がい者（児）支援の総合的推進 総合戦略</td><td colspan="4">総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。</td></tr><tr><td>②教育・療育の充実 総合戦略</td><td colspan="4">障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。 また、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、利用者負担額を助成します。</td></tr><tr><td>③広報・啓発活動等の推進</td><td colspan="4">障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。</td></tr></table> 5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 (平成29年度) (実績)</th><th>2023年度 (令和5年度) (中間実績)</th><th>2028年度 (令和10年度) (目標)</th></tr><tr><td>子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数</td><td>人</td><td>17</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>子ども発達支援センターの相談件数</td><td>件</td><td>39</td><td>31</td><td>50</td></tr><tr><td>施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）</td><td>人</td><td>1 (当該年度実績)</td><td>2</td><td>5※</td></tr><tr><td>福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）</td><td>人</td><td>0 (当該年度実績)</td><td>2</td><td>4※</td></tr><tr><td>理解促進研修・啓発事業の参加者数</td><td>人</td><td>109</td><td>未実施</td><td>150</td></tr><tr><td>障害児通所支援利用者負担額助成事業の助成者数</td><td>人</td><td>二</td><td>50</td><td>60</td></tr></table> ※中間実績に「別海町第 7 期障がい福祉計画」（2024～2026年度）における目標を上乗せした数値 6 主要な事業 <table><tr><td>子ども発達支援専門職巡回事業</td><td>発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。</td></tr><tr><td>子ども発達支援センター事業</td><td>発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。</td></tr><tr><td>児童デイサービスセンター事業</td><td>障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。</td></tr><tr><td>地域生活支援事業</td><td>障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。</td></tr></table>					①障がい者（児）支援の総合的推進 総合戦略	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。				②教育・療育の充実 総合戦略	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。 また、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、利用者負担額を助成します。				③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。				重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)	子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	9	24	子ども発達支援センターの相談件数	件	39	31	50	施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 (当該年度実績)	2	5※	福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 (当該年度実績)	2	4※	理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	未実施	150	障害児通所支援利用者負担額助成事業の助成者数	人	二	50	60	子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。	子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。	児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。	地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。	3 施策の目的 障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者（児）とその家族が、いきいきと共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進めます。 4 主要施策 <table><tr><td>①障がい者（児）支援の総合的推進</td><td colspan="4">総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。</td></tr><tr><td>②教育・療育の充実</td><td colspan="4">障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。</td></tr><tr><td>③広報・啓発活動等の推進</td><td colspan="4">障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。</td></tr></table> 5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 (実績)</th><th>2023年度 (中間目標)</th><th>2028年度 (目標)</th></tr><tr><td>子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数</td><td>人</td><td>17</td><td>20</td><td>24</td></tr><tr><td>子ども発達支援センターの相談件数</td><td>件</td><td>39</td><td>50</td><td>70</td></tr><tr><td>施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）</td><td>人</td><td>1 (当該年度実績)</td><td>3※</td><td>8</td></tr><tr><td>福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）</td><td>人</td><td>0 (当該年度実績)</td><td>3※</td><td>6</td></tr><tr><td>理解促進研修・啓発事業の参加者数</td><td>人</td><td>109</td><td>130</td><td>150</td></tr></table> ※「別海町第 5 期障がい福祉計画」（2018～2020年度）における目標 6 主要な事業 <table><tr><td>子ども発達支援専門職巡回事業</td><td>発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。</td></tr><tr><td>子ども発達支援センター事業</td><td>発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。</td></tr><tr><td>児童デイサービスセンター事業</td><td>障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。</td></tr><tr><td>地域生活支援事業</td><td>障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。</td></tr></table>					①障がい者（児）支援の総合的推進	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。				②教育・療育の充実	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。				③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。				重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (目標)	子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	20	24	子ども発達支援センターの相談件数	件	39	50	70	施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 (当該年度実績)	3※	8	福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 (当該年度実績)	3※	6	理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	130	150	子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。	子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。	児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。	地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。	
①障がい者（児）支援の総合的推進 総合戦略	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。																																																																																																																								
②教育・療育の充実 総合戦略	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。 また、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、利用者負担額を助成します。																																																																																																																								
③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。																																																																																																																								
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)																																																																																																																					
子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	9	24																																																																																																																					
子ども発達支援センターの相談件数	件	39	31	50																																																																																																																					
施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 (当該年度実績)	2	5※																																																																																																																					
福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 (当該年度実績)	2	4※																																																																																																																					
理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	未実施	150																																																																																																																					
障害児通所支援利用者負担額助成事業の助成者数	人	二	50	60																																																																																																																					
子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。																																																																																																																								
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。																																																																																																																								
児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。																																																																																																																								
地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。																																																																																																																								
①障がい者（児）支援の総合的推進	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。																																																																																																																								
②教育・療育の充実	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。																																																																																																																								
③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。																																																																																																																								
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (目標)																																																																																																																					
子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	20	24																																																																																																																					
子ども発達支援センターの相談件数	件	39	50	70																																																																																																																					
施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 (当該年度実績)	3※	8																																																																																																																					
福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 (当該年度実績)	3※	6																																																																																																																					
理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	130	150																																																																																																																					
子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。																																																																																																																								
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。																																																																																																																								
児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。																																																																																																																								
地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。																																																																																																																								

改 定 後		改 定 前	備 考
3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国々の平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 6 高齢者施策の充実 1 現状 わが国の人口減少や少子超高齢社会は今後も更に進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれています。介護保険制度も高齢者を支える制度として定着する一方で、今後、利用者の増加や高齢者のみの世帯数の増加が見込まれており、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送るための体制づくりが必要となっています。 本町も、人口減少や少子化の傾向にあり高齢者人口は増加し、要介護認定者数も増加が続いています。そのため、<u>2023 年（令和 5 年）</u>に策定した「高齢者保健福祉計画及び<u>第 9 期</u>介護保険事業計画」では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指すための方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図ることとしています。また、地域支援事業や予防給付・介護給付、保健福祉サービス等についても、関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進に向けて、各団体の活動や「ふれあい・いきいきサロン」運営事業者に対し支援を行っています。 高齢者に関わる施設においては、<u>継続した施設運営が行えるよう支援を行うとともに</u>、介護予防の<u>推進を図り、通いを中心とした介護予防事業の展開</u>や、通所リハビリテーションの事業内容を拡充するなど、利用者の利便性の向上に努めています。 このほか、緊急通報システムの活用や、<u>高齢者の移動手段の確保対策について検討を進め</u>、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。 全国的な介護員不足は、本町も例にもれず、各事業所において人員の確保に苦慮しているところから、<u>各事業者の人員確保状況を適切に把握し、事業者間の協議体制を構築するとともに</u>、介護職員確保対策事業の拡充を行い、介護員不足の解消に向けた施策を展開しています。 2 課題 高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症支援対策の充実及び生活支援体制の整備を<u>継続して</u>行い、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る地域包括ケアシステムの構築を今以上にスピード感を持ち、進める<u>ことが重要となっています。</u> また、老人クラブ参加者の減少が課題であり、高齢者の生きがいや社会参加につながる環境づくり<u>への取組を強化する</u>必要があります。 <u>さらに、広大な町内の移動・交通問題に着目し、高齢者の移動手段を確保するための対策を検討する必要があります。</u> <u>このほか</u>、今後の高齢者増加に伴い、介護や支援が必要な高齢者<u>が</u>増えることが見込まれるため、地域全体で見守る<u>体制づくりが求められています。</u> 介護員不足の対応は、介護職員確保対策事業の更なる拡充と併せて、<u>I C T などの導入による介護員の負担を軽減する施策の検討</u>なども重要となります。		6 高齢者施策の充実 1 現状 わが国の人口減少や少子超高齢社会は今後も更に進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれています。介護保険制度も高齢者を支える制度として定着する一方で、今後、利用者の増加や高齢者のみの世帯数の増加が見込まれており、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送るための体制づくりが必要となっています。 本町も、人口減少や少子化の傾向にあり高齢者人口は増加し、要介護認定者数も増加が続いています。そのため、<u>2018 年（平成 30 年）</u>に策定した「高齢者保健福祉計画及び<u>第 7 期</u>介護保険事業計画」では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指すための方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図ることとしています。また、地域支援事業や予防給付・介護給付、保健福祉サービス等についても、関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進に向けて、各団体の活動や「ふれあい・いきいきサロン」運営事業者に対し支援を行っています。 高齢者に関わる施設においては、<u>特別養護老人ホームの建設など、利用者のニーズに合った施設整備を行うとともに</u>、介護予防に<u>特化したはつらつデイサービス事業の開始</u>や、通所リハビリテーションの事業内容を拡充するなど、利用者の利便性の向上に努めています。 このほか、緊急通報システムの活用や、<u>民間企業との見守り協定締結などにより</u>、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。 全国的な介護員不足は、本町も例にもれず、各事業所において人員の確保に苦慮しているところから、<u>町奨学金対象者に介護福祉士を追加するなど</u>、介護職員確保対策事業の拡充を行い、介護員不足の解消に向けた施策を展開しています。 2 課題 高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症支援対策の充実及び生活支援体制の整備を行い、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る地域包括ケアシステムの構築を今以上にスピード感を持ち、進める必要があります。 また、老人クラブや「ふれあい・いきいきサロン」参加者の減少が課題であり、<u>参加者ニーズに合ったサロン事業の企画など</u>、高齢者の生きがいや社会参加につながる環境づくり<u>を検討する</u>必要があります。 <u>さらに</u>、今後の高齢者増加に伴い、介護や支援が必要な高齢者<u>の</u>増えることが見込まれるため、地域全体で見守る<u>体制づくりを進める必要があります。</u> 介護員不足の対応は、介護員確保対策事業の更なる拡充と併せて、<u>電子記録や介護ロボットなどの導入により、介護員の負担を軽減する施策の検討</u>も必要となっています。	

改 定 後		改 定 前		備 考																
3 施策の目的 高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進します。																				
4 主要施策 <table><tr><td>①高齢者支援推進体制の整備 総合戦略</td><td>「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護・予防及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</td></tr><tr><td>②地域支援事業の推進 総合戦略</td><td>地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。</td></tr><tr><td>③予防給付・介護給付の実施 総合戦略</td><td>要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。</td></tr><tr><td>④保健福祉サービスの推進 総合戦略</td><td>高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。</td></tr><tr><td>⑤高齢者関連施設の整備・充実 総合戦略</td><td>今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。</td></tr><tr><td>⑥生きがいづくりと社会参加の促進 総合戦略</td><td>各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。</td></tr><tr><td>⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進 総合戦略</td><td>緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、高齢者の移動手段を確保するための対策の検討を進めます。</td></tr><tr><td>⑧介護職員の確保対策の推進 総合戦略</td><td>介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、ICTの導入などにより介護員の負担を軽減する施策を検討します。</td></tr></table>					①高齢者支援推進体制の整備 総合戦略	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護・予防及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	②地域支援事業の推進 総合戦略	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。	③予防給付・介護給付の実施 総合戦略	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。	④保健福祉サービスの推進 総合戦略	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。	⑤高齢者関連施設の整備・充実 総合戦略	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。	⑥生きがいづくりと社会参加の促進 総合戦略	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。	⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進 総合戦略	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、高齢者の移動手段を確保するための対策の検討を進めます。	⑧介護職員の確保対策の推進 総合戦略	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、ICTの導入などにより介護員の負担を軽減する施策を検討します。
①高齢者支援推進体制の整備 総合戦略	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護・予防及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。																			
②地域支援事業の推進 総合戦略	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。																			
③予防給付・介護給付の実施 総合戦略	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。																			
④保健福祉サービスの推進 総合戦略	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。																			
⑤高齢者関連施設の整備・充実 総合戦略	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。																			
⑥生きがいづくりと社会参加の促進 総合戦略	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。																			
⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進 総合戦略	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、高齢者の移動手段を確保するための対策の検討を進めます。																			
⑧介護職員の確保対策の推進 総合戦略	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、ICTの導入などにより介護員の負担を軽減する施策を検討します。																			

3 施策の目的 高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進します。																				
4 主要施策 <table><tr><td>①高齢者支援推進体制の整備</td><td>「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</td></tr><tr><td>②地域支援事業の推進</td><td>地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。</td></tr><tr><td>③予防給付・介護給付の実施</td><td>要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。</td></tr><tr><td>④保健福祉サービスの推進</td><td>高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。</td></tr><tr><td>⑤高齢者関連施設の整備・充実</td><td>今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。</td></tr><tr><td>⑥生きがいづくりと社会参加の促進</td><td>各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。</td></tr><tr><td>⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進</td><td>緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。</td></tr><tr><td>⑧介護職員の確保対策の推進</td><td>介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、介護ロボットなどの導入により介護員の負担を軽減する施策を検討します。</td></tr></table>					①高齢者支援推進体制の整備	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	②地域支援事業の推進	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。	③予防給付・介護給付の実施	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。	④保健福祉サービスの推進	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。	⑤高齢者関連施設の整備・充実	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。	⑥生きがいづくりと社会参加の促進	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。	⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。	⑧介護職員の確保対策の推進	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、介護ロボットなどの導入により介護員の負担を軽減する施策を検討します。
①高齢者支援推進体制の整備	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。																			
②地域支援事業の推進	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。																			
③予防給付・介護給付の実施	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。																			
④保健福祉サービスの推進	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。																			
⑤高齢者関連施設の整備・充実	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。																			
⑥生きがいづくりと社会参加の促進	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。																			
⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。																			
⑧介護職員の確保対策の推進	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、介護ロボットなどの導入により介護員の負担を軽減する施策を検討します。																			

改 定 後					改 定 前					備 考
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）					
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）	
生活支援コーディネーターの数	人	—	<u>5</u>	<u>8</u>	生活支援コーディネーターの数	人	—	<u>8</u>	<u>11</u>	
「ふれあい・いきいきサロン」参加者数 （3箇所 1日当たり）	人	17	<u>30</u>	<u>35</u>	「ふれあい・いきいきサロン」参加者数 （3箇所 1日当たり）	人	17	<u>25</u> ※	<u>25</u>	
介護職員初任者研修受講者数（期間累計）	人	86	<u>44</u>	<u>90</u>	介護職員初任者研修受講者数（期間累計）	人	86	<u>100</u>	<u>200</u>	
地域密着型小規模多機能施設数	箇所	1	<u>2</u>	<u>1</u>	地域密着型小規模多機能施設数	箇所	1	<u>2</u> ※	<u>2</u>	
					※「別海町第7期介護保険事業計画」（2018～2020年度）における目標					
6 主要な事業					6 主要な事業					
包括的支援事業の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護及び地域や生活支援を行う関係団体との連携したネットワークを形成します。				包括的支援事業の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護及び地域や生活支援を行う関係団体との連携したネットワークを形成します。				
利用者ニーズにあった施設整備の推進	公的介護施設等基盤整備事業の活用により、 <u>介護など日常生活上の世話や機能訓練などの</u> サービス提供を行う施設整備を進めます。				利用者ニーズにあった施設整備の推進	公的介護施設等基盤整備事業の活用により、 <u>「通い」を中心とし、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた</u> サービス提供を行う施設整備を進めます。				
介護職員確保対策の拡充	奨学資金の奨励や、介護職員初任者研修開催のほか、介護事業所のニーズに合った介護 <u>職</u> 員確保対策事業を検討します。				介護職員確保対策の拡充	奨学資金の奨励や、介護職員初任者研修開催のほか、介護事業所のニーズに合った介護員確保対策事業を検討します。				
老人福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設償還費に対する補助を継続します。				老人福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設償還費に対する補助を継続します。				

改 定 後	改 定 前	備 考
7 社会保障の充実 1 現状 国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増大や少子超高齢社会の進行等を背景に、制度の安定的な運営が可能となるよう、2018 年度（平成 30 年度）に市町村の単独運営から都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うこととなり、<u>また、北海道国民健康保険運営方針に基づき、2030 年度（令和 12 年度）の全道保険料統一化を目指した加入者負担の公平化に向けた取組を進めることとなっています。</u> 本町では、特定健診・特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりに取り組んでおり、レセプト点検の強化や医療費の適正化を進めるとともに、保険税については、滞納対策を強化した結果、高い収納率を維持しています。 後期高齢者医療制度は、<u>北海道後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。このうち</u>被保険者に係る健康診査について<u>は</u>、広域連合から<u>本町が</u>委託を受け実施しているほか、<u>医療制度の理解・促進のため</u>、広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行<u>うなど</u>、広域連合と連携し、健全な制度運営を進めています。 また、国民年金制度は、広報紙やポスターを活用した啓発活動を推進し、年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権の確保を進めています。 生活困窮者からの相談は増加傾向にあり、本人からの相談や、民生委員・児童委員等からの情報提供に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業を実施している「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」や、生活福祉資金貸付事業等を行う社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の段階で、本人が自立した生活が送れるよう支援を実施しています。 2 課題 国民健康保険では、<u>北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030 年度（令和 12 年度）の全道保険料統一化に向けた現行保険税（料）率と北海道が試算・算出している標準保険税（料）率との乖離・解消を図る必要があります。また、特定健診の受診率の伸び悩みや後発医薬品の使用率の維持・向上などの課題があるため、健診受診の必要性と後発医薬品の認知度などについて高める必要があります。</u> 生活困窮者が抱える課題は多様であり、自ら相談することが難しい場合も想定されることから、地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチ*による早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。 3 施策の目的 全ての町民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができるよう、適切な社会保障制度の運用や充実を進めます。	7 社会保障の充実 1 現状 国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増大や少子超高齢社会の進行等を背景に、制度の安定的な運営が可能となるよう、2018 年度（平成 30 年度）に市町村の単独運営から都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うこととなりました。<u>この制度改正により、都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村は、より積極的に被保険者の健康づくりについて関係者と連携した取組を進めることとなっています。</u> 本町では、特定健診・特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりに取り組んでおり、<u>メタボリックシンドロームの減少率は国の目標の 10%を上回っています。また、</u>レセプト点検の強化や医療費の適正化を進めるとともに、保険税については、滞納対策を強化した結果、高い収納率を維持しています。 後期高齢者医療制度<u>については</u>、被保険者に係る健康診査について、<u>北海道後期高齢者医療</u>広域連合から委託を受け実施しているほか、広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行<u>いながら</u>、広域連合と連携し、健全な制度運営を進めています。 また、国民年金制度は、広報紙やポスターを活用した啓発活動を推進し、年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権の確保を進めています。 生活困窮者からの相談は増加傾向にあり、本人からの相談や、民生委員・児童委員等からの情報提供に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業を実施している「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」や、生活福祉資金貸付事業等を行う社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の段階で、本人が自立した生活が送れるよう支援を実施しています。 2 課題 国民健康保険では、特定健診の<u>受診率の伸び悩みが課題となっていることから、受診率向上に向けた取組が求められています。</u> 生活困窮者が抱える課題は多様であり、自ら相談することが難しい場合も想定されることから、地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチ*による早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。 3 施策の目的 全ての町民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができるよう、適切な社会保障制度の運用や充実を進めます。	

改 定 後					改 定 前					備 考	
4 主要施策					4 主要施策						
①国民健康保険事業の健全化	北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030 年度（令和 12 年度）の全道保険料統一化に向けた取組を進めます。また、特定健診や特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりを進めるとともに、特定健診の受診率向上及び後発医薬品使用率が低水準であるため、認知度の向上に努めます。				①国民健康保険事業の健全化	特定健診や特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりを進めるとともに、特定健診の受診率向上に取り組みます。また、レセプト点検の強化等により医療費の適正化を進めるとともに、収納率を維持するため保険税の滞納対策に取り組みます。					
②後期高齢者医療制度の円滑な運用	広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行い、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、広域連合と連携し、健全な制度運営を推進します。				②後期高齢者医療制度の円滑な運用	広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行い、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、広域連合と連携し、健全な制度運営を推進します。					
③低所得者福祉の推進	地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチによる早期支援につなげる体制づくりを推進します。				③低所得者福祉の推進	地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチによる早期支援につなげる体制づくりを推進します。					
④国民年金制度の啓発	制度の正しい理解を深めるため、広報紙やポスターを活用した啓発や年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権を確保します。				④国民年金制度の啓発	制度の正しい理解を深めるため、広報紙やポスターを活用した啓発や年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権を確保します。					
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）						
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）	重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
国民健康保険税収納率		%	98	98	98	国民健康保険税収納率		%	98	98	98
国民健康保険特定健診受診率		%	37	36	45※1	国民健康保険特定健診受診率		%	37	60※1	60
国民健康保険後発医薬品の使用割合		%	65	81	80※2	国民健康保険後発医薬品の使用割合		%	65	80※2	80
※1「第3期別海町保健事業実施計画」（2024～2029 年度）における目標					※1「第2期別海町保健事業実施計画」（2018～2023 年度）における目標						
※2「北海道医療費適正化計画」（第4期）（2024～2029 年度）における目標					※2「北海道医療費適正化計画」（第3期）（2018～2023 年度）における目標						
6 主要な事業					6 主要な事業						
国民健康保険医療費適正化事業		特定健診の実施、健康づくりの促進とともに、レセプト点検の充実強化や、後発医薬品への切り替えの周知等に取り組み、国保運営の安定化を進めます。				国民健康保険医療費適正化事業		特定健診の実施、健康づくりの促進とともに、レセプト点検の充実強化や、後発医薬品への切り替えの周知等に取り組み、国保運営の安定化を進めます。			
後期高齢者医療制度啓発事業		後期高齢者医療制度の周知等に取り組み、健全な制度運営を行います。				後期高齢者医療制度啓発事業		後期高齢者医療制度の周知等に取り組み、健全な制度運営を行います。			
国民年金啓発事業		啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に取り組みます。				国民年金啓発事業		啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に取り組みます。			
国民健康保険全道統一保険料化事業		2030 年度（令和 12 年度）からの全道保険料統一化に向けた制度改正や運営方法に取り組みます。									